

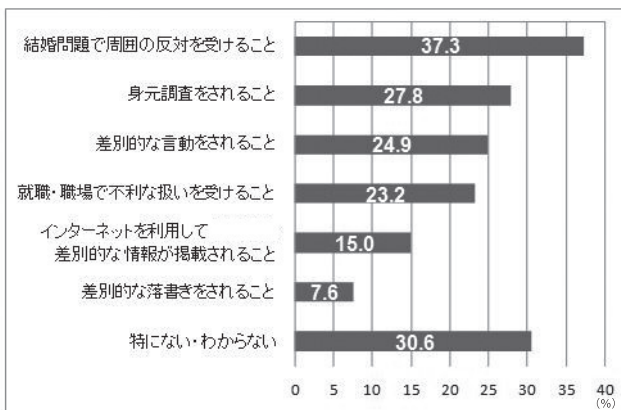


9月は「同和問題啓発強調月間」です ふれあいのまち、差別のないまちを目指しましょう

問 市 人権政策課(米原庁舎) ☎52-6629 FAX52-4539

日本固有の人権問題である同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別による差別意識が、現代社会にいまに残っているために起きています。同和問題に関して、どのような問題があるのでしょうか。

Q 同和問題に関し、現在、どのような問題が起きていますか(複数回答)



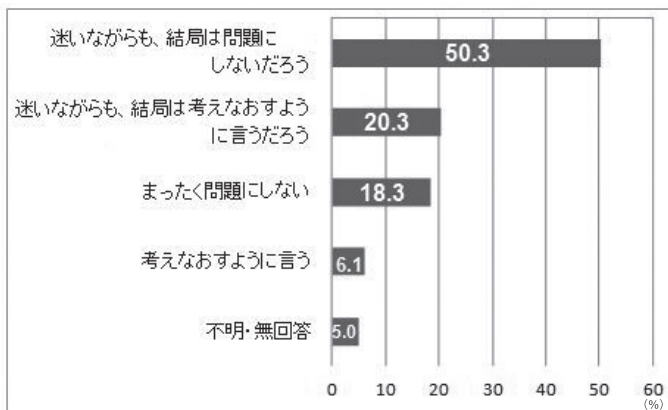
約7割の人は同和問題に関して、何らかの差別があると認識しており、「結婚問題で周囲の反対を受けること」と回答した人が最も多い結果となりました。

これらの調査結果から、同和問題の根深さがうかがえます。同和問題を正しく理解していないと、差別的発言などとなって表面化します。一人ひとりが同和問題を正しく理解し、自分自身の課題として取り組んでいくことが大切です。

差別や偏見のない人権尊重のまちづくりに向けて、取組を進めていきましょう。



Q あなたの家族の一人が恋愛をし、結婚したいといっている相手が、同和地区の人だとわかった場合、あなたはどんな態度をとると思いますか



「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」、「考えなおすように言う」と回答した人の合計が26.4パーセントとなり、全体の約4分の1となりました。

人権意識の高揚と差別意識の解消に向けて、県と市では9月の同和問題啓発強調月間に合わせて、集中的に啓発行事を実施します。

街頭啓発 9月1日(木)

JR米原駅、県内各地の店舗 など

じんけんフェスタしが2016

9月22日(木・祝) 9時50分~16時

場所 / ひこね市文化プラザ(彦根市野瀬町187-4)

パネルディスカッション「スポーツと人権」ほか

住民票の写し等の不正取得防止のために 本人通知制度に登録を!

制度の内容は?

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した時、事前登録がある人に証明書を交付した事実をお知らせします。

* 証明書の交付に制限をかけるものではありません。

どんな効果があるの?

この制度により、証明書の不正請求の早期発見や不正取得の抑止が期待できます。積極的に活用しましょう。

登録できる人

市に住民登録をしている人、本籍がある人(除かれた人も含む)

登録手続きに必要なもの

登録者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
* 代理人が申請する場合は、委任状等も必要です。

受付場所

市民窓口課、各庁舎自治振興課

* 登録は随時受付しています。登録方法等、詳しくは下記へ。

問 市 市民窓口課(米原庁舎) ☎ 52-6927 FAX 52-4539